

施行日 平成28年12月1日

改正日 令和3年4月1日

大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市新規採用保育士特別給付補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 大阪市新規採用保育士特別給付補助金は、新規採用保育士等の雇用を開始した時または一定期間勤続した時に、当該年度中に特別給付を実施するための費用の補助を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 保育所（園） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設、並びに大阪市立児童福祉施設条例別表第1で定める保育所のうち、大阪市立保育所運營業務として委託していない保育所を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（小規模保育C型を除く）をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象は、市内において第3条（1）～（4）のいずれか（以下、「保育所等」という）を経営する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育所等を経営する者が雇用した保育士（以下「補助対象保育士」という。）に、勤務を開始したことに對する特別給付として一時金の支給を、勤務を開始した年度中に行うこと。
- (2) 保育所等を経営する者が（1）の一時金（第8条に基づく交付申請を行わずに実施したものを含む）の支給を行ったのち、勤務を開始した保育所等に勤務開始後継続して1年間（疾病、負傷、その他補助対象保育士の事情に起因するやむを得ない事由により当該業務に従事できなかったまたは勤務時間数が補助要件未滿に減少した場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務従事期間には参入しない。）勤務した補助対象保育士がいる場合に、特別給付として一時金の支給を勤務を開始して1年経過したその年度中に行うこと。
- (3) 保育所等を経営する者が（1）（2）の一時金（第8条に基づく交付申請を行わずに実施したものを含む）の支給を行ったのち、当該年度におけるその対象保育士の勤続年数が、保育士としての採用日から起算して2年を超え4年未滿（疾病、負傷、その他補助対象保育士の事情に起因するやむを得ない事由により当該業務に従事できなかったまたは勤務時間数が補助要件未滿に減少した場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務従事期間には参入しない。）である場合に、特別給付として一時金の支給を当該保育所等に勤務する補助対象保育士または第6条第2項に規定する配分対象保育士等に対してその年度中に行うこと。

(4) 補助対象保育士に対し(1)または(2)に該当する特別給付を行っていない場合であっても、補助対象保育士に対し、勤務を開始または継続したことに對する特別給付を独自に行ったと本市が認める場合は、(1)または(2)の一時金の支給を行ったものとみなす。

(一時金の支給を行ったと本市が認める例)

- ・勤務開始年度中に(1)の一時金の支給を行わず、勤務開始2年目に(1)及び(2)の一時金の支給を行った場合 など

(補助対象保育士の要件)

第5条 補助対象保育士は、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 平成28年8月1日以降に市内の保育所等で保育士としての勤務を新たに開始した者で、補助対象事業者には雇用され、市内の保育所等で保育に従事するとともに、当該保育所等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(2) 月20日以上かつ1日6時間以上の勤務を要する者として雇用されていること

(3) 保育士資格を取得後1年未満で以下に掲げる施設または事業における勤務経験のない者。または以下に掲げる施設又は事業のうち補助対象事業者とは別法人が運営する市外にある施設または事業を離職後1年未満である者。または、派遣により市内または市外にある施設または事業に勤務しており、離職後1年未満である者。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

カ 児童福祉法第59条に規定する認可外保育施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助対象保育士としないものとする。

(1) 第9条に基づく補助の交付決定の対象となった補助対象保育士が、当該交付決定を受けた際の勤務先である市内保育所等より、人事異動により勤務開始後1年以内に市外保育所等に転勤した場合。

(2) 第9条に基づく補助の交付決定の対象となった補助対象保育士が、勤務開始後1年以内に休職し、復職していない場合。

(3) 補助対象保育士が大阪府で実施する「保育士修学資金貸付等事業」の交付決定を受け、保育士修学資金貸付を受けている場合。

(4) 補助対象保育士が施設長または主任保育士(当該保育所等が主任保育士専任加算を受けている場合に限る)やこれに類する管理職業務に従事しており、保育業務に専念していない場合。

(5) 保育所等を経営する者から、この要綱に基づく補助金を利用した特別給付を過去に受けたことがあり、当該特別給付の交付後、離職した場合。

(補助対象経費)

第6条 第4条(1)(2)の補助対象経費は、補助対象事業者から補助対象保育士に支払われた特別給付のうち、次の条件を満たす特別給付であるものとする。ただし、第4条(4)に該当する一時金については、補助対象経費の範囲には含めない。

(1) 補助対象保育士に対して給付される総額は200,000円以内(法定福利費等の事業主負担額を含む)とする。ただし、他の補助対象事業者からの申請により当該補助金による特別給付が補助対象保育士に支払われた場合は当該補助対象経費の対象外とする。

(2) 1年間に特別給付をおこなう上限額は100,000円以内とし、勤務開始後2年間において、各

年1回、合計2回まで補助対象保育士に対して特別給付を行うことができる。

2 第4条(3)の補助対象経費は、補助対象保育士一人当たり年額200,000円以内(法定福利費等の事業主負担額を含む)とし、施設全体の保育士等の定着が図られると補助対象事業者が判断する場合、この額の範囲内において当該保育所等に勤務する保育士等に対して配分することができる。この場合、配分の対象となる保育士等(以下「配分対象保育士等」という。)は同一の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭もしくは幼稚園教諭であること。ただし、当該保育士等が、施設長または主任保育士(当該保育所等が主任保育士専任加算を受けている場合に限る)やこれに類する管理職業務に従事しており、保育業務に専念していない場合は対象外とする。なお、配分の基準等については、当該保育所等の中で十分に周知を行うこと。

(補助金の算定基準)

第7条 市長が第6条に定める経費を補助対象事業者に補助する際には、次の各号に掲げる基準に基づき補助額を算定する。

- (1) 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (2) 補助対象事業者が、補助対象保育士から特別給付を行った年度において給与等の減額措置をおこなっている場合は、特別給付実施分から減額措置相当分を差し引いた額を補助する。
- (3) 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金等の交付を申請するときは、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付申請書(様式第1号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、毎年5月31日(年度途中において新たに当該年度における補助対象となる要件を満たした保育士に対し、補助対象事業者が特別給付を行う場合は、当該保育士への特別給付を実施する年度の2月の末日)までに、補助対象保育士の勤務する施設ごとに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、大阪市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金又は大阪市保育士ウェルカム事業補助金の申請時に提出した場合は(4)

(5) (6) (7)の添付は不要とする。

- (1) 大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象保育士の雇用証明書(様式第4号)
- (4) 補助対象保育士の保育士登録証(写)
- (5) 補助対象保育士の履歴書(写)(申請を行う補助対象事業者に雇用されて以降、補助金の交付実績がある場合は不要)
- (6) 在職証明書(第5条第1項(3)に規定する勤務歴がある場合のみ。ただし、申請を行う補助対象事業者に雇用されて以降、補助金の交付実績がある場合は不要)(様式第5号)
- (7) 補助対象保育士が社会保険の被保険者であることがわかる書類
- (8) 大阪府保育士修学資金貸付を受けていないことを証明する書類(申請を行う補助対象事業者に雇用されて以降、補助金の交付実績がある場合は不要)
- (9) 特別給付を補助対象事業者より補助対象保育士が受領したことを証明する受領書等(写)(第4条(4)に該当する場合)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて

行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、大阪市新規採用保育士特別給付補助金不交付決定通知書（様式7号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、交付申請に添付すべき書類がすべて到達している場合にのみ適用し、交付申請に添付すべき書類が到達していない場合については、すべての書類が到達してから60日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付申請取下書（様式第8号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第11条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第17条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助対象事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第12条 補助対象事業者は、交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合には、大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更承認申請書（様式第9号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市新規採用保育士特別給付補助金中止・廃止承認申請書（様式第10号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の申請があったときは、補助事業変更が適当と認める場合は、大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更承認決定通知書（様式第11号）により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市新規採用保育士特別給付補助金中止・廃止承認決定通知書（様式第12号）により、それぞれその旨を補助対象事業者に通知する。

3 市長は、補助事業変更が不相当と認めたときは、理由を付して、大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更不承認通知書（様式第13号）により補助対象事業者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市新規採用保育士特別給付補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第14号）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により、補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費が特別に必要となった場合に限り、補助金を交付することができる。

4 第8条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助事業等の適正な遂行）

第14条 補助対象事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助対象事業者に対して報告を求め、又は補助対象事業者の承諾を得た上で職員に当該補助対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第16条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市新規採用保育士特別給付補助金実績報告書（様式第15号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支決算書（様式第16号）

（2）配分対象保育士等の保育士登録証（写）または幼稚園教諭免許状（写）

（3）特別給付を行った年度の補助対象保育士及び配分対象保育士等の賃金台帳または給与明細（写）

（4）（3）に特別給付の金額が他の給付等と区別されるかたちで記載されていない場合、補助対象事業者より補助対象保育士及び配分対象保育士等が特別給付を受領したことを証明する受領書等（写）

（5）（3）に勤務日数が記載されていない場合、補助対象保育士の勤務実態が確認できる書類

（6）その他、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市新規採用保育士特別給付補助金額確定通知書（様式第17号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合

(2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 補助金を他の用途へ使用した場合

(4) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取り消しを行ったときは、理由を付して補助対象事業者に大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じ大阪市新規採用保育士特別給付補助金返還決定通知書（様式第19号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 前項の命令があったときは、当該補助対象事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の通知を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

（補助金の額の更正等）

第20条 第16条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第17条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助対象事業者に大阪市新規採用保育士特別給付補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第20号）により通知し、補助対象事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。

（ただし、第18条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外収入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助対象事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（関係書類の整備）

第21条 補助対象事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第17条の通知を受けた日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和元年10月1日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

（交付申請に関する特例）

2 第8条の規定による交付申請の時期については、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に限る。）においては、同条第1項中「毎年5月31日」とあるのは、「11月30日」とする。

附 則

（施行時期）

1 この要綱は、令和2年9月1日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

（交付申請に関する特例）

2 第8条第1項の規定による交付申請の時期については、令和2年度においては、同条第1項中「毎年5月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。